

平成24年（2012年）第2回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成24年7月12日（木曜日）

招集年月日 平成24年7月12日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年7月12日（木）

応招議員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
10番	東 篤布	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑 正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

9 番 奥村武生

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
建 設 課 長	上村康二	紀伊長島総合支所長	世古雅則

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 議案第38号 | 紀北町役場新庁舎改修工事請負契約の締結について |

会議録署名議員

18番 北村博司

1番 奥村 仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、9番 奥村武生君から所用のため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

本日の会議を開く前に少しお時間をいただきたいと思います。ご協力のほどよろしく願いいたします。

町長より報告の申し出がありましたので、許可することにいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。少しお時間をいただきましてご報告を申し上げます。報告につきましては、鍛冶屋又官行造林地で発生した大規模な山腹崩壊地での国による現地調査報告についてでございます。鍛冶屋又官行造林地における国による現地調査につきましては、7月6日の全員協議会におきまして、報告させていただいたところでございますが、先日、国から調査を委託されていた独立行政法人 森林総合研究所の調査報告が国のほうから送られてまいりましたので、ご報告を申し上げます。

調査報告の内容といたしまして、深層崩壊の状況と発生メカニズム、現段階で考えられる対策工の2つの大きな項目により構成されております。深層崩壊状況と発生メカニズムにつきましては、学問的見地からの地質の状況、深層崩壊へ至るメカニズム、濁水の発生源等につきまして、報告されております。

現段階で考えられる対策工につきましては、不安定土砂の流出抑制、濁水対策、流木対策、その他の4項目について報告されております。

まず、不安定土砂の流出抑制につきましては、複数の治山堰堤、濁水対策では、緑化工、流木対策では、流木を補足する透過型の治山堰堤の必要性が報告され、崩壊地の拡大予防対策といたしまして、崩壊地外縁部の不安定な状態となっている立木の除去、斜面に発生している亀裂の経過観察の必要性などが報告されているところでございます。

そして、以上の対策のうち、早期実現が可能なものから、対策を講じることが望ましいと結

んでおります。

今後は、この調査報告をもとに、国、県、町による協議を行い、国、県に対し必要な対策を講じるよう、要望等を行っていきたいと考えておりますので、何とぞ、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、調査報告につきましては、議員の皆様へ配付させていただきます。

平野倅規議長

ただいま報告がありました、調査報告書については、議員の棚へ配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

平野倅規議長

ただいまから、平成24年第2回紀北町議会臨時会を開会します。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷事務局長。

谷 吉希議会事務局長

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

平成24年第2回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年7月12日（木曜日）9時30分開議

- | | |
|----|--------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 議案第38号 紀北町役場新庁舎改修工事請負契約の締結について |
- 以上でございます。

平野倅規議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

平野倅規議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

18番 北村博司君

1番 奥村 仁君

のご両名を指名します。

日程第2

平野倅規議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

平野倅規議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る7月6日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された案件は、紀北町役場新庁舎改修工事請負契約の締結についてであります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成23年度普通会計の5月分と、平成24年度普通会計5月分及び平成24年度水道事業会計の5月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたのでご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、最初に、提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

本日は、平成24年第2回議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは、早速ですが、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第38号 紀北町役場新庁舎改修工事請負契約の締結についてであります。旧尾鷲高等学校長島分校を改修し、役場本庁舎を移転するため、平成24年7月3日に入札執行いたしました紀北町役場新庁舎改修工事につきましては、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定される契約にあたりますので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、総務課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

平野倅規議長

続いて、内容説明を求めます。

中場総務課長。

中場 幹総務課長

おはようございます。それでは、議案書につきまして、ご説明をさせていただきます。はじ

めに議案書の1ページをご覧くださいと思います。

議案第38号 紀北町役場新庁舎改修工事請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 紀北町役場新庁舎改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 5億7,624万円
- 4 契約の相手方

平野・東建特定建設工事共同企業体

代表者

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原1009番地

株式会社 平野組

代表取締役 平野金人

平成24年7月12日

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、旧尾鷲高等学校長島分校を改修し、役場本庁舎を移転するため、平成24年7月3日に入札執行した、紀北町役場新庁舎改修工事請負契約を締結するにあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この紀北町役場新庁舎改修工事につきましては、合併協定書に基づき、総合的に判断して、役場本庁舎の位置を旧尾鷲高等学校長島分校とし、改修工事を行うものでございます。予算につきましては、平成24年3月定例会におきまして、平成24年度紀北町一般会計予算で議決をいただいております。契約の方法といたしましては、一般競争入札で行い、入札参加資格要件といたしましては、5億円以上の建築工事でありますので、紀北町特定建設工事共同企業体取り扱い要綱に基づき、特定建設工事共同企業体とし、その構成につきましては、町内に本店を有する紀北町建設工事発注標準に定める建築工事の平成24年度格付けAランクの業者を代表とするAランク及びBランクの業者で構成する企業体といたしました。

入札公告は、平成24年6月6日に紀北町ホームページにおきまして、公告をいたしました。

また、入札参加申請書の受付期間につきましては、平成24年6月6日から6月26日までといたし

ました。この間に2つの特定建設工事共同企業体から申請があり、書類の審査の結果、申請のありました2つの特定建設工事共同企業体が参加資格要件を満たしておりましたので、平成24年6月28日付けで参加資格事前条件確認通知を行っております。

入札につきましては、平成24年7月3日に執行し、この2つの特定建設工事共同企業体が応札をいたしております。その結果、平野・東建特定建設工事共同企業体が請負金額5億7,624万円で落札いたしました。なお、予定価格は5億8,328万8,650円でしたので、落札率といたしましては、98.8%でございます。平成24年7月4日に仮契約を締結しております。本議会でお認めいただいた後に、本契約とさせていただきます。

それでは、工事費、工事概要などにつきまして、ご説明をさせていただきます。2ページの資料1をお願いいたします。工事費といたしましては、請負金額が5億7,624万円で、その内訳といたしましては、工事価格が5億4,880万円、消費税2,744万円でございます。

工事概要の主な工事につきましては、庁舎建築改修工事の改修工事として、床改修工3,519㎡、壁桧板張り工437㎡、防水工1,405㎡、桧製カウンター工27台、屋上フェンス工175m。耐震補強工事として、耐震ブレス設置工15箇所。玄関部分工事として、増築するキャノピー部分が鉄骨造平屋建14.4㎡。エレベーター設置工事として、13人乗りエレベーター1基、鉄骨造4階建て35.2㎡。

電気設備工事として、屋上に設置の屋外型キュービクル1基、非常用自家発電機1基。

機械設備工事の給排水衛生設備工事として、ポンプ室付消火水槽1基、屋内消火栓8箇所、洗浄機能付便器20組。空調換気設備工事として、空調室外機10台、空調室内機112台、換気扇74台。

外構工事として、舗装工7,600㎡、乗入れカルバート工12.9m、排水側溝工115m、植栽工の樹木移植15本。

既設工作物解体工事として、特別教室棟・渡り廊下解体工事は2,979㎡で、そのうちRCづくりの解体工事が1,686㎡、第2校舎解体工事は1,120.5㎡で、そのうちRC、鉄筋コンクリートづくりの解体工事が629㎡となっております。

工期につきましては、着工が議会の議決の日から。完成予定が平成24年12月10日とさせていただきます。

3ページの資料2をお願いいたします。これは外構の平面図でございます。図面の上側が東長島公民館、下側がグラウンド、国道側となります。左側が県道三戸紀伊長島停車場線であります。少し太い線で黒く囲んだところが本庁舎として改修する建物の部分でございます。既設の

鉄筋コンクリートづくり4階建て、床面積3,944.44㎡と増設する玄関及びエレベーター等、49.60㎡を合わせた3,994.04㎡の改修工事でございます。庁舎の上のほうに、点線の斜線部分でございますが、この部分は少し見にくいのですけども、新たに舗装を行う部分で、その中にございます長方形の枠、これにつきましては、駐車枠156台分を示してございます。

続きまして、4ページの資料3をお願いいたします。この図面は立面図であります。上の南面立面図は、東長島公民館を背にして見た立面図。下の北面立面図は、グラウンドを背にして見た立面図でございます。青色着色した部分が既存の耐震補強鉄骨ブレスで、赤色着色した部分が、今回行う耐震補強鉄骨ブレスの部分でございます。耐震設計段階におきまして、外壁部分15箇所、内壁部分3箇所計18箇所を補強し、I S値を0.93となるよう設計をいたしましたが、社団法人三重県建築士事務所協会の耐震診断判定会から、最終的に外部の15箇所の補強でI S値の確保が可能という報告がまいりましたので、15箇所の補強とさせていただきます。

次に5ページの資料4をお願いいたします。下の図面が1階平面図、上の図面が2階平面図でございます。ともに下側が東長島公民館、上側がグラウンド側というふうに見ていただきたいと思っております。

それでは、1階からご説明を申し上げます。中央の東長島公民館側に正面玄関を配置いたしております。玄関を入りまして、ホールがございます。その前にエレベーター、右に住民課、相談室、女子更衣室、福祉保健課、会議室を配置し、福祉保健課の前が管理人室、いわゆる守衛室でございます。そこには職員の通用門、休日、夜間の出入り口とさせていただきます。玄関ホールの左側には、出納室、町金庫、税務課、書庫、相談室等ございまして、そのグラウンド側に町民ホールを設置いたしております。この町民ホールは町民の皆様が気軽に役場を訪れていただける場所として、各種の作品展示や町特産品、観光地案内の紹介、また、旧長島高等学校、旧尾鷲高等学校長島分校の記念品等の展示、町の各種計画書等、自由にご覧いただける情報提供の場所として、さらには、会議や税の申告などに利用できるスペースとして生かしていきたいと考えております。

次に、上の図面は2階の平面図で、左側、旧のプライスカット側でございますが、会議室、書庫、倉庫、会議室、建設課、農林水産課、商工観光課、環境管理課、書庫、倉庫、職員厚生室兼会議室、休憩室兼会議室、男子更衣室を配置してございます。

次に、6ページをお願いします。6ページも同様に、下側が東長島公民館側の図面でございます。下の図面が3階平面図、左側旧プライスカット側から見ますと、町長室、応接室、副町長室、

監査委員室、総務課、財政課、企画課、危機管理課、書庫・倉庫、学校教育課、生涯学習課、会議室、教育長室を配置してございます。上の図面は4階の平面図で、左側から議場、議員控室、正副議長室、議会事務局、議会資料室、会議室大、書庫・倉庫、会議室小、防災無線室、情報機器サーバー室を配置してございます。

各課につきましては、現在の廊下と教室の壁を取り除き、桧のカウンターを設置することで、町民の皆様が使いやすい環境を整えることとさせていただいております。また、1階から4階までの2箇所の階段の横には、それぞれトイレを配置しており、1階は多目的トイレと男女それぞれの2箇所のトイレ、2階から4階は各階に多目的トイレ1箇所と、男女それぞれ1箇所のトイレを設置する予定でございます。

次に、7ページをお願いしたいと思います。7ページは、紀北町役場新庁舎改修工事の設計の概要でございます。各工事ごとの設計額を記載してございます。設計金額が5億8,328万8,650円で、うち設計の工事価格が5億5,551万3,000円、消費税が、2,777万5,650円でございます。なお、工事の概要表の工事別設計額は、消費税を除く諸経費を含んだ金額を按分して、そこに追加させていただいております。

以上で、今回、提案させていただきました議案につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

平野倅規議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより本議案に対する審議を行います。

日程第4

平野倅規議長

日程第4 議案第38号 紀北町役場新庁舎改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑をされる方はございませんか。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

町長にお尋ねします。今回の工事については、工期の日数は非常に厳しいと、この入札以前から、関係者の間からも聞き及んでおりますが、町長はこの工期の12月10日という日程をどの

ような判断でお考えになったのか。また、この工期に対しての、ゆとりある仕事が十分、受注者からできるのかということをお尋ねいたします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

入札ですね、工期が厳しいということでございますね。その点につきましてはね、厳しい部分もあろうかと思えます。そういった中で、建設課ともいろいろ相談はさせていただきました。そういう中で屋体ができている工事でございます。そういう中で新築等につきましてもですね、紀北中のような新築につきましても、屋体ができてからの中のつくり等についてはですね、やはり、4ヵ月くらいというようなお話も建設課のほうからもお聞きしまして、それと、1階、2階、3階、4階がございます。そういう中で階層別に、屋体ができあがっている改修工事ですので、そういう中でですね、やっつけいけないのではないかと建設課のほうの判断をいただきましたので、工期を12月10日ということでさせていただきました。ゆとりのある工事といえますと、なかなか一生懸命がんばっていただかないとですね、工期的には難しい部分もあろうかと思えます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

今、町長は建設課のお考えで工期を決めたというようにおっしゃいましたけど、町長のお考えはそれに入っていないのか。また、ときどき町長は厳しいということも考えているということでありましてさね、今後、この受注者が、今後、この工事をするにあたって、工期の延長とか、幅を広げてくれというようなお話があったときには、町長はそのお話に乗るお考えがあるのか、その点のことを、町長のお考えをお尋ねいたします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、建設関係につきましては、本当に素人でございますので、やはり、建設課ですね、意見を十分聞いたうえで、工期についても、判を押ささせていただいたということでございます。それと、延長につきましては、基本的に完成予定日がござますので、その中でがんばってい

ただ、改修工事ではございます。いろいろ、どういうアクシデントがあるかもわかりませんので、そういったものもですね、十分建設課も業者との話し合いも行いながらですね、工期内に収めていただくよう、努力していただくようお願いをしていくということでございます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

建設課長にもお尋ねしますが、今の工期が、今まだ引越しはしておりませんわね。聞くところによると、23日から25日の間に紀北中学校、引越しすると聞き及んでおりますが、そうすると、早くても26日から、この月の。かかるすると、12月10日にすると、138日しか実質ありませんのさね。それを今の工期、約4ヵ月半ですわね。それで割ると、月に1億2,000万円以上の仕事をこなさんなんと、改築工事ならともかく、やはり、材料とか何かでかなり大きなウエイトを占めていますけど、改修工事となると、その建物のそれを外したり、引っ付けたりとか、言葉が悪いですけど、そういうようなことが、かなり手間もかかって、様々な材料を使うのに手間がかかると思うのですわ。そういうことも十分勘案して、建設課長はこの工期を日程にしたのか。今後、工期において、大変厳しくなってきた、こちらから、後ろから追い立てると、立派なものができるものか。こちらの設計しているようなものが。受注者の方、大変、やはり、努力して、受けた限りはやってくれるとは思いますが、でも、いろんな改築じゃなしに、改修ですからね、アクシデントもあると私は思われます。そのときに、やはり、日数が少ないと、養生、その他いろいろ様々な面で、こちらの思うとおりにいけるのか。それで完成に、立派なものをこちらへしていただけるものかということをお勘案してね、私はもう少し、この工期にゆとりがあるかと、私も様々な建築業界の関係者からもお聞きしたのですが、大変厳しいというように当初からのお話でした。建設課長、その点、十分に自信を持ってできるかということをお明確にこの場でちょっと。町長は素人だと今、おっしゃいましたけど、やはり、建設課長はそのへんを十二分にご承知だと思いますので、明確にお答えください。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

お答えをいたします。先ほど、町長からもご説明がございましたように、今回の改修工事に

つきましては、旧尾鷲高等学校長島分校改修して庁舎とするものでございまして、補強工事等も含まれておりますけれども、まず、新築工事のように工程数が少ないということ、長期の養生を要しないのではないかとということで、見込んでいるところでございます。まず、増築部分につきましても、全体で50㎡と少ない面積でございまして、さらに鉄骨造りとなっております。改修部分につきましても、内装工事を主とする工事でございます。同時期に多数の作業を実施することが可能であることから、作業工程が少なく済む見込みでございます。さらには、通常の鉄筋コンクリート造りの新築工事におきましても、過去の実績で屋体工事完了後、約4ヵ月程度で完成していますことから、今回の電気、機械工事につきましても、工期内の施工が可能であると見込んでおります。以上でございます。

想定外のことが起こった場合の工期の延長ということがございましたけれども、想定外のことが起こった場合には、業者と協議のうえで必要であれば調整をしていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

ちょっとゆっくり言いますので、5点ほど。安全性のチェック、町長はそれをなされたのかと。私は3月も6月も浮力のことを言ったけど、浸水のことしかお答えになっておりません。そして、川口教授はリスクがあるとおっしゃっている。

2点目は、入札の内訳ですね。これ2件申し込んだ。共同体でね。それと、財政の内訳が変更になると思います。というのは、当初、6億980万8,000円だったんですから、これが5億8,300万円、2,500、2,600万。

それと、追加工事が発生するんじゃないかということを非常に危惧します。改修ということは新築と違って、想定外のことも起こってくる。追加工事のほうも。

それと、見積の単価ですね。これが2,500、2,600万円、我々がいわゆる3月当初にいただいた資料よりも減っております。なぜ減ったのかと。2,500、2,600万円。

誰がこの積算をしたのかと。

この5点についてお尋ねいたします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

5点ほどご質問いただきました。まず、安全性につきましてはですね、川口先生ともいろいろお話している中で、やはり、屋体ですね、そういったことを、十分構造的要件を満足しているということで耐震等につきましてはやっておりますし、今、津波に対してですね、明確な基準というものはございません。そういった中でですね、我々としては、まず、耐震と杭が166本でしたか、打っているということで、安全であると認識をしております。

それと、川口先生のリスクという意味は浸水リスクがあるということでございますので、そういったものに対応するような浸水を受けても庁舎が機能するというような、屋上にいろんな設備を置いたり、4階に置いたりということでやっております。

また、あとですね、入札、財政、追加工事の減等につきましては、各担当よりお話をさせていただきます。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

それでは、まず入札の2社というお話だったと思います。入札は特定建設業の関係でJV2社で応札をしていただきました。1社が落札されました、平野・東建特定建設工事共同企業体、もう1社が、塩谷・岡本特定建設工事共同企業体の2社でございます。

それと、平野・東建特定建設工事共同企業体、これは、消費税抜きの金額でございますが、入札額でございますが、5億4,880万円、塩谷・岡本特定建設工事共同企業体が5億5,000万円でございます。

それと、財政の関係でございますが、ちょっとお待ちください。工事の予算額等の比較でございますが、予算額との比較が3,284万8,000円の差金でございますが、財源といたしましては、合併特例事業債が3,120万円、基金繰入金が164万8,000円の減額となります。また、公債費の一般財源への負担は、約1,040万円の減額になるものというふうに考えてございます。

次に、追加工事の発注でございますが、私も詳しく工事のことはわからないんですが、できるだけの部分を何度も何度も予算をあげてからも、建設課の担当者、建設課長も踏まえ協議を進めてまいりました。その中で議員ご指摘のように、改修工事は、往々にして、そういうことも発生するというのもお聞きしておりますが、現段階というか、施工伺いの最終決定のときに、考えられる部分は入れさせていただきましたが、過去の例として、そういうこともあったとい

うこともお聞きしております。その部分につきましては、契約の前にこういう発言はいかがなものかと思いますが、その部分につきましては、誠意をもって、受けていただきました業者の方とお話する中で、そのへんはいろいろ調整なり、検討していくものだというふうに考えてございます。

それと予算のときの額と、今回の差額の積算者は誰かということでございますが、建設課の技師さんをお願いをして、積算をしていただきました。以上でございます。

平野倅規議長

瀧本 攻君

5番 瀧本 攻議員

まさしくですね、3.11が起こったときには、第2回の庁舎移転の特別委員会が開かれて、確か11時過ぎに終了して、その3時間半後に起こったわけですね。それについて、執行部は、私は何にも、そのことに対して考えていないと思う。構造物の権威である川口教授が160本余の浸水のリスクがあるとおっしゃっているのに、もしも、つくるのであればですね、もっと強固なものにするか、長島の方は7年もお待ちになっているので、高台へ移せといたら、また日にちがかかるのでですね、もっと強固なものに私はしていただきたいと。

入札の件については、これはあとで資料をください。

そして、財政の内訳についてもください。財政の内訳が変わってくるわけですからね。

追加工事の有無については、やはり、業者とですね、きちっとした締結を交わさなければいけないと思うんです。もしも、追加工事が出た場合には、どこに原因があるのか。業者に責任があるんだったら業者、町に責任があるんだったら町、そうなった場合、町の執行部はこれに対して責任を取ってもらうということは、当然だと思います。

それで見積り単価についてですね、町の建設の方が試算されて、6億6,000万円が、いわゆる94%ぐらいで落札されておるわけですが、これは私、町長と同じでね、建設業じゃないですけども、建設業の方とかなり地縁があります。この方の設計単価が非常に低いです。公共事業というのはですね、ある一面で、雇用の場だとか、そこに利益をもたらすことによって、そのお金が従業員にもまわり、そして、いわゆる町内の消費にも結びつくと、これ異口同音にですね、僕は何十回を聞かされました。この方に設計してもらった金額は、町長、正しいとおっしゃるの。だから、今後はですね、これはどうするか別にして、いわゆる、これ、水谷さんが設計したのは設計だけや。積算したのは結局、町の建設課でしょう。前にもいろんな問題があ

ったと思うのですけども、そのへんのところをですね、町長はどう考えられておるのですか。あなたの耳にも入っていると思うんですよ。安く請け負いたらそれでいいと、町に金が残る。これは違います。公共事業というのはですね、その公共事業をすることによってですね、景気が活性するということがですね、いわゆる公共事業の目的であるわけですね。だから、非常に不人気のそういう建設を積算する方はですね、どういうふうに考えられておるのか。これそのものも安いかわからん。ちまたの噂では安いと言っている。私が町会議員になる前から、その問題があります。だから、私はこの件については言いませんけれども、町長、聞いてくださいよ、ちゃんと。目を見てしゃべっておるんやで、僕は。だから、見積単価についてですね、もうちょっと考えていただかないと、本当に、町の業者は潤いませんよ。その点、質疑いたします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本当にですね、浸水リスクということで川口先生もおっしゃって、そういう中での耐震等も含めた、強固にさせていただいていると、私のほうでは考えております。

それと、町の建設の積算とか、そういったものですね。実はですね、議員もご存知だと思います。議会からもですね、入札等についての意見書が、要請書という形で出ております。そういう中で、我々も建設業会といろいろとお話をしながら、これまで四度、五度、いろいろなところで改正を行ってきております。先だって、7月の初めだったですか、6月ですか、6月にですね、建設業協会の代表者の皆さんとお話もさせていただきました、そういった物価本の話とか、見積りの話もさせていただきました、業者の皆さんとお話をしながら、そういった部分はある限り、業者さんの意見も聞きながら、適正な金額にやろうということで努力をしておりますので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

それと、もちろんおっしゃるように、経済波及にもなりますし、町がですね、不当な金額で下げた場合、それが下請けとか、そういったところにも影響してまいりますので、適切にですね、物価本やそれぞれの見積りを取りながら、積算をしていきたいと思っております。

平野倅規議長

瀧本 攻君。

瀧本 攻議員

最後に、要望ということで、今後ですね、やっぱり積算については、建設の資格を持っている方が町内にみえるのですから、他町でも、町では積算しないわけですね。執行部では。だから、巷に言うとはですね、何々天皇といわれているくらいの方がですね、この積算をしてですね、非常に不協和音がこの業界に漂っております。だから、そういうことのないように、今後は、設計、積算についてもですね、外部に発注することを私は要望します。以上です。するか、せんかはあなたの自由ですよ。

平野倅規議長

玉津 充君。

8番 玉津 充議員

2つのことをお伺いします。まず、資料の中から1つ、2ページ目なんですけど、庁舎の改修工事の項目で、改修工事の中に屋上フェンス工というのがあります。175m、これのフェンスの高さはどれだけでしょうか。

それから、電気設備工事の中で、屋外型キュービクル、それから非常用発電機、これの設置場所、それから、給油タンク等ですね、もう付随すると思うのですが、それらの設置場所について教えてください。それから、あとこの資料の中で、省エネだとか、エコ対策、そのへんをですね、どのようにこの設計の中に組み入れておられるのか。資料の中で、その3点をお伺いします。

2点目はですね、前者議員とちょっと重なる部分があるのですが、これは町長が平成22年の3月議会におきまして、この方針をお決めになったわけなんですけど、そのあと、約1年後のですね、3月11日の大震災を受けております。その中でこの予定地が津波浸水域ということは、もう皆さんご承知だと思うのですが、それを当初の計画からですね、その3.11を受けて、津波浸水域にあえて設計した庁舎であります。したがって、その3.11を受けてですね、どのように、その対策に考慮されて、設計に反映されてきたのか。そのことをお伺いします。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

私のほうから、工事の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。1点目の屋上のフェンスの高さでございますが、フェンス自体は1mでございます。ただ、そのフェンスの下に基礎がつきますので、基礎が30cmの上にフェンスが1mと聞いておりますので、屋上面からいいます

と、約1m30というふうになります。

それと発電機、キュービクル、タンクの位置でございますが、少しお待ちください。本日、実は、図面は全部で180ページほどございまして、すべてを付けるわけにはいきませんので、やめました。ちょっと見にくいのですが、この細長いのが庁舎の屋上だと思ってください。このようになっております。僕の右側、皆さんからいうと左側になろうかと思いますが、こちらのほうの隅というか、端のほうにキュービクルと発電機、燃料タンクがございます。それと、真ん中よりちょっと県道側になりますが、このへんには空調設備を置きますので、残りの部分を全部フェンスで囲いまして、避難場所というふうを考えておりますので、今のご質問でいくと、どちらかといったら、これは旧のプライスカット側のほうに寄っているというイメージで、図面としては、こちらのあたりになろうかと思えます。すみません。

次に、省エネの関係でございますが、やっぱりエアコンと、省エネ型の換気扇もつけてございます。それとLED照明等が主なものというふうになりますし、外部、駐車場のあたりなんですけど、こちらにもソーラー付きの街灯を避難用ということも踏まえまして、ソーラー用の街灯も付けさせていただいてございます。以上でございます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員がおっしゃったようにですね、被災後の庁舎建設ということで、大変私たちもいろいろと知恵を絞って考えました。そういう中、川口先生にもご相談もさせていただいて、最終的な設計、それから今日の入札後の議決ということでございますが、川口先生がおっしゃっているのは、構造的要件を満たすこと、それからバックアップオフィスを持つこと、浸水を受けても庁舎が機能する設備対策を講じることということで、今、総務課長が申しあげましたように、いろいろと、そういった屋上に配備するなど、また、避難時のことも踏まえてですね、ある意味、1点では、浸水域における津波タワーの、そういった機能も有することから、これも浸水域にこういった施設があることも有効ではあるというお話も伺っております。しかし、そういった中、基本的な考えの中、やっぱり合併協定書とかですね、地方自治法の第4条第2項の部分、そういったものの考え方、そういったものを中心に。それから全体的な予算も含めて、そういった総合的に勘案して、こちらの場所を選ばさせていただいて、今、こうやって契約締結の議決をお願いしているところでございます。ですから、トータル的な考えの中で、ここに決

めさせていただいたということでございます。

平野倅規議長

玉津 充君。

8番 玉津 充議員

先ほどのフェンスの高さですね、基礎が30cmと、フェンスの高さ1m、約1.3mになるわけなんですけど、この高さはですね、どういうふうな判断のもとにやられたんでしょうか。いわゆる、これが適切かどうかということについて、その考えをお伺いしたいと思います。

それから、津波浸水域のことについてなんですけど、例えば、あえてですね、1階から全部オフィスとして使用してみえる、4階までですね、こういうふうな設計になっておるわけなんですけど、例えばですね、1階部分は浸水してもいいような構造にする、もしくは津波の衝撃波を避けるような構造にするとか、そういうようなことは、決める時点でそういう検討はしなかったんでしょうか。いかがでしょうか。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

ご質問にお答えをさせていただきます。先ほどの屋上のフェンスの高さでございますが、私、正直言います、これが、高さが何の基準に則ってというのは、設計者のほうから聞いてございません。ただ、設計するにあたってですね、こういうものはある一定の基準に基づいてしているものというふうに確信は持っておりますが、今のところ、私は聞いておりませんので、お答えは現在できません。あとで調べさせていただきます。

もう1つ、1階部分の抜けるようなことというふうなご質問だったと思います。確かに3.11で東北のほうでは、1階部分が窓の多いところは抜けてというふうなものもお聞きはしました。ただ、役場の庁舎といいますと、1階に置く課も、2階に置く課もすべて大事でございます、そうしますと、1階にどちらかというあまり必要のないようなイメージもございまして、そうじゃなくて、私どもとしては、確かに浸水の可能性はあるかもわかりませんが、そういう部分につきまして、1階だけ抜けてもいいようなという設計にはせずに、普通の設計の考え方で、その部分につきましては、やらせていただきました。申し訳ございません。以上でございます。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

先ほどのご質問にお答えをいたします。屋上のフェンス1.3mということで、何を基準にしているのかというご質問だったと思いますが、これにつきましては、建築基準法によりまして、1.1m以上となっておりますので、今回、1.3mとさせてもらっております。以上でございます。

平野倅規議長

玉津 充君。

8番 玉津 充議員

総務課長のほうから、もう一度、再確認、フェンスの高さですね、したいという。建築の基準につきましては、わかりました。だけど、せっかくこれね、新しくつくるので、皆さんがここに登って、安全な避難場所にね、なるような高さに、是非、設定をしていただきたいなという思いで質問させていただきました。

それから、先ほどの1階部分の話なんですけどね、そういうふうな想定のもとにですね、そういうふうないろんなことを想定して、そして、議論した結果がこういうふうになったのかどうかという、私は質問をしたんです。だから、津波対策については、こういうこととか、こういうこととか、こういうところとか、議論した、その上でこれになりましたよと、いうふうな答弁をいただけるとありがたいんですわ。いかがでしょうか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるとおりでございます。私どももですね、この浸水リスクのあるところへ建てるということに、議員おっしゃることも十分検討させていただきました。そういう中で、先ほど、言いました、地方自治法第4条の2項にもございますように、まず、町民の利便性、使い勝手を考えるとですね、いくらエレベーターがあるとはいえ、やはり、1階、2階の必要性、重要性もございますので、我々、紀北町いたしましての基本的なもの、人を生かすということで考えておりますので、そういった部分につきましては、何らかの津波の規模にもよりますが、ダメージはあろうかと思いますが、そこも何百年に一遍、来年来るかもわかりませんが、そういったことよりも、町民の皆さんの利便等も考えましてですね、そういうことも議論させていただいたうえで、今の庁舎や学校の窓の多い建物自体が津波波力に強いと、津波圧力を受けにくいということもご指導いただいておりますので、そういった部分で基材的にはやむを得ない

部分もあるのではないかと考えているところでございます。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

1点だけ町長、お尋ねいたします。先ほどですね、玉津議員の質問と重なるんですけど、屋上のフェンスですね。要はこの屋上のフェンス、屋上の避難所というのは、もう津波の最終的なですね、庁舎内には避難場所でございますね。先ほど、担当の建設課長が言ったけど、建築基準法に則って、1m以上の中で1m30にしたんだと。しかしですよ、私はここで強く町長に述べたいのはですね、要は、今回でも南三陸町の防災センターの中で、あれテレビで何回も映されておるはずですよ。屋上にして、あのフェンスが短かったから流された。1回のことで。そこで建設課長も、その基準どうのということじゃなくてですよ、私は、これは2m以上あってもいいと思うのですよ。あそこは最終で最悪のときを考えたときに逃げる場所ですから、だったら、少々の波が来ても、そのフェンス内にとどまる、流されなくて済むようになるんですよ。そういう、ただ建築基準法の基準があるから、ちょっと20cm足しただけだと。そんなバカな、そんなね、考え方で設計するもんじゃないよ、町長。私だったら、2mは確保しておけるといいますよ。これ。テレビで何回も見ておるですよ。あそこは、最終のやっぱり避難場所になるんですから。そこはどうか、町長。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

フェンスはあくまでも落下とか、そういった防止のことでございます。あの津波がですね、屋上まで18m以上の津波がきたときに、フェンスがいくら高くても、人は助からないと思います。私はそういうふうを考えておりますし、基本的にはですね、秋葉山へ逃げていただく。しかし、最悪の、逃げ遅れた方とか、高齢者の方、そこまで行けない方たちに、本当の一時避難場所として逃げていただきます。ですから、私は有限なところではなしに、山の中で高さのあるところへ逃げていただくを基本としているということは、毎回お話をさせていただいております。ですから、これはあくまでも落下防止ということで、このフェンスで津波から助かるというものではないという認識でございますので、私はそれでいいのではないかと思います。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

なに、落下防止。何か勘違いしておるんじゃないの、町長。落下防止も避難用としても使うんでしょ。建設課長、違うの、そんなら、そんな積算やっておるのか、設計の段階で。私は言っているのは、2mだったら、1m30cmの波が来ても、その枠内に流されないでとまるよというの。南三陸のときは、1回の波で、高い波が来た時に流されたんでしょ。その波の下だったら、フェンスの中にとまるじゃないかというの。そこまで考えんと。あんた落下防止って、落下防止っていうのでやっておるの、目的はこれ。避難じゃないの。避難防止のフェンスじゃないんですか、これは。そこどうですか、町長。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の言うのはですね、あくまでもですね、この屋上に付けるようなフェンスで、もし、その高さの津波がきたら、人の命は助からないよというんですよ。そして、津波もですね、綺麗なものがずっとくれば、おっしゃるとおりかもわかりません。1m50cm浸かって、50cmでも耐えられないといいますから、鉄筋もどこまで絶えられるか、これもわかりません。そして、津波のですね、綺麗な水だけくるわけじゃないんです。いろんなものが来るんです。上に乗って船も流れてくるかもわかりません。ですから、高さを言い出せば、あなたが言うように、都合のいいように、10cm、20cmの津波が来ればいいですよ。もっと高いかもわかりませんし、もっと低いかもわかりませんよね。だから、あくまでもこのフェンスは、津波から人を助けるというね、そのフェンスで津波をこらえるというようなレベルの問題ではないと思いますよ、私は。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

もう全然、町長、あんた人の命も何も。あの南三陸町の防災センターのあれを見てわからなかったですか。あれは50人くらいおったのが、1回の波で流されて残ったのが、10何人なんでしょう。だから、あのフェンスが高かって、皆、フェンスにしがみついた人が助かっているんですよ。だから、私は流されなくて、フェンスの中に一波が来たときにですよ、1m30以上の波が来た時に、30cmあった、まだ上がある。そのとき一瞬それにしがみついていたら、流されなく

ても済むんですよ。それを言っておるんですよ、僕は。あんた、10cmくらいの波が来るとか、あんだけの波が来たら助からんというんだったら、何にもできんじゃないですか。フェンスは、私は最後の砦でしょうと。あの庁舎内においては、あんたいつもの答弁でやっておるですよ、そんなら、庁舎の3階くらいまで来て、4階は来なかった、助かった。4階は来たけど、屋上は助かったということはあるんでしょう。あんたその場その場で、あんたこれ、どないにも。そんなら、避難場所じゃないんだね、あそこは。落下防止のためにするフェンスだったら、避難場所じゃないんですか。めちゃくちゃですよ、あんたの答弁は。俺の質問がおかしい。おかしい。そうでしょう。おかしいって、バカなことないで、これほんまに。普通ね、町長、僕らだったら、あの南三陸のあの一瞬を見たときにフェンスを高くしておくと、もう指示を出しますよ。そして、建設課長、あんたも担当やったら、町長がいくら1m30といっても、これをもっと高くしようやと、南三陸のあれを見たら、助かっていますよというくらいの意見を出さんのか、あんた、担当として。あんたら2人はよく似ておるわ、そんなんだったら。その場その場限りの答弁をしてやな。議長、これは聞いておいてくださいよ。落石防止のフェンスですよ。津波だと言っていないんだから、これだけはきちんと、これは次に質問の時にまた控えておきますわ。めちゃくちゃやこれ。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一時避難場所としては、一時避難場所なんです。そして、避難したときに、人がですね、押ししたりして、落ちていかないように、転落防止とか、そういったものをしております。そして、さっき言ったように、例えば、その防災センターがですね、3階建ての屋上だったかもわかりません。これが4階建ての屋上だったかもわかりません。ですから、我々の基本的な考えとしては、そういった山へ逃げていただくんです。確かにそういったものにつかまって助かる場面もあるかと思えます。それは13mでもそういった部分はあるかと思えますが、津波もですね、どれだけの高さが来るかもわかりません。そういった中で、我々は逃げたときに押し合いしたり、それを見るためにそこから転落したり、そういうことをですね、防止するための柵という考え方でございます。一時避難所に変わりございません。

(「全協の答弁と全く違う」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

表現が悪いかもしれないですけど、その1.3mで十分安全性を確保できるんじゃないか、そう
いった意味ではね。津波の。ですから、津波そのものを防ぐことはできないという表現をさせ
ていただいているだけでございます。ですから、一時避難所のためのそういった柵でございま
すので、普通の2m、3mというような考え方は今のところ持っておりません。

平野倅規議長

東 篤布議員。

10番 東 篤布議員

ちょっと教えてほしい、課長。7ページ、これは設計金額で、2ページは落札金額ですね、課
長。そして、工事概要のところの設計のときやったら、改修がいくら、耐震補強がいくら、玄
関工事がいくらって入っておるんやけども、これを入れ込んだ紙をあとでくれんかいな。7ペー
ジは設計金額を書いてあって、工事概要のところに金額入っておるやろ。2ページは、これは落
札価格でしょう。そこに入ってないやろ。改修工事とか。だから、業者さんは、どの部分をい
くらに入れて、この5億7,000になったのか知りたいんです。わかりますか。

それと当初ね、議会で大体これくらいかかるでしょうということで、見せていただいたのが、
6億908万8,000円やったかな。そのときの改修工事費として、4億4,000何某と、特別校舎へいく
ら、プール解体へと、こうなっているわけです。当初のように細かく書いていただいたほうが
わかりやすいように思うんですけども、そのように議会に出てきておるんやから、そのような
形で入札は行われていると思いますので、簡略化せずにですね、入札の業者から出てきたあれ、
金額だけなのか、ちょっと見せてほしいんです。

それと、議会に出てきた概算見積りが細かく出てきておりました。であるならば、それと同
じような細かい、いわゆる最終の町の見積りを出してもらわなあかん。5億8,000、当初、6億900
とっておったのが、5億8,300になったやろ、かなりの大きな金額の違いだからね、中身のほ
うでどんなような違いがあったかということをおとでいいんで出していただきたい。ほかの議
員さんが必要であれば皆さんに。僕は今、個人的にそうしたいと思います。

なぜ、このようなことを言うかといいますとですね、解体工事のところ、一番下のところ
ですけども、4,900何某かと、資料の7ページに出ています。しかし、当初の数字を見てみま
すと、もう少し高かったように思うんですね。そして、なおかつ、今回、平野・東建さんが落札

されたということでございますけれども、工事期間が短いということもありまして、いろんな業者さんに手助けしていただこうと、こう当然なると思いますが、その段階ですとね、部分的にいろいろお願いするわけですね。ここの部分やっていただけませんか。そういった中で、3社の業者がとて、見積りした段階ではですね、数百万の違いで、いわゆる町の設計単価が4,900、その下請け会社さんが出したのが、簡単にいいますとですよ、5,400とか、5,500で出てきたと。そんな単価では我々できませんということで、3社が撤退していったように話を聞いています。じゃあ、それを請けた会社がおるのかというと、おるそうです。そうすると、合おうが合おまいが、仕事さえあればええんやと、荒い仕事をしてですね、いいですか、前にも相賀小学校の時に申しましたけれども、やはり、こういう町の工事は、極力地元の業者でやっていただきたい。最悪よその業者に出してもですね、いったら柄の悪い業者が来てですね、先般も長島区内で、大成さんのところの子会社か何かかな。飲んで暴れて、地元の方にケガをさせたような話とか、そういうのを多々聞くわけですし、だから、やはり、正規の、正規のといいましょうか、安全な業者さんにやっていただくためには、できるような見積書になっておるのかなと、ちょっと懸念するものですから、お尋ねした次第でした。

という点と、もう1つはですね、3人も言っていて、しつこいんですけど、屋上のフェンスな、1.3m、例えば、あれ、避難訓練せえへんの、町長。避難訓練したりせえへんの、あのへんの人で時々。防災訓練のときにさ、あそこに上がってもらったりするかもしれへんな。しないの。するの、せんの、ちょっと教えて。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

資料のほうはまた提出させていただきます。

それと、訓練はしております。ここもフェンスしたときに、本地の方に訓練していただきました。

平野倅規議長

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

お願いがあるんでございますが、僕も山本の防災訓練によく行くんですけども、子どもさんたちも来てくれると、木に登ったりですね、親の言うことをきかんのですわ。小学校3年生、

4年生になってきますとですね。役場の職員の皆さんも出てきて、うちのほうは、あんなに高い屋上に登るわけじゃない。田山坂を登って、子どもは木へ登って落ちるくらいのことで、ケガするようなことはないんですけど、僕は、前者議員さんがおっしゃったように、当然、あそこは避難場所ということで定義付けられておって、防災訓練であるのであれば、避難場所としての適切な網の高さが必要かなと思います。また、そうでないにしても、職員さんがあんなところへよじ登ったりしないでしょけれども、防災訓練などされたときに、低学年の子どもさんもおりますので、1.3mくらいだったら登っちゃうんじゃないかな、子どももね。

それで今、前者2人の議員さんがおっしゃったように、何某か高くしたとするならばですよ、そんなに予算は変わらんとと思うけど、課長、2mと1.3mそんなに違うの。考えたことある、金額。例えば、自分は2mでしたいと思ったと、概算したらいくらだったと。町長はそれじゃあ高いでもっと低くしたれといったもんでしたら、半額だった。それならわかるけどやで、少し、わずかな違いやと思うんですが、ここにおられる大半の議員さんがですね、もう少し高くするほうがいいんじゃないかなろうかと思っておられると思います。であるならばですよ、これだけの、たくさん何千とある積算があるわけですから、そのうちの2、3の指摘を受けたら、それは素直に、町長ね、我々で全職員で考えたから間違いないんだとおっしゃって、それもわかるけれども、2、3の間違いはあるんです。誰でも。弘法も筆のあやまりというんだから。2、3の指摘を受けたらですよ、ああそうですね、気がつきませんでした、修正します。それでいいじゃないですか。一遍、課長、見積りしてみな。2mといくら金額が違うのか。数十万の違いやって、そんなものは。ガーガー言うもんで町長もな、頭ブロックしていくんやろ。真っ白になってきて。噛んで含めてね、課長、そうしいな。あんたらこれ、設計しておる担当課の職員にまる投げしておるもんで、そうやってなってくるんや。そんなものは予算安かったらええんや。2mより1.3mのほうが安いに違いないよ。当初の議会に出した予算よりも、1,000万円近く安くなったんや。安けりゃ町が徳するんやという考えの人が携わっておるから、そうなる。ええか。解体工事でも松阪の単価を積算しておるよって、こんなことになる。松阪のある業者に聞いて、それをまるまる単価に入れておるんやろ。だから、ほかの業者皆逃げていくんや。よその業者に聞かんだらわからんような職員に任さんと、そんなんやったら外部に発注せえよ、ということになるわけや。だから、変な条例を議会で作られる前にね、修正するところは修正せなあかん。何べんもお願いしておるんやで。

フェンスの高さのことですけど、また、一応、検討していただきたい。そういうことでござ

います。していただけるかどうかだけ、町長、ご答弁願えますか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の皆さん、今、お話を聞くと、いろいろとですね、そういったご意見もあったように考えます。そういったものからですね、もう一度、検討させていただきたいと思います。

平野倅規議長

ここで暫時休憩させていただきます。

11時まで休憩します。

(午前 10時 46分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

平野倅規議長

なお、町長より発言の訂正の申し出がありましたので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどは、議員各位からですね、いろいろとご質問いただきまして、言葉足らずというかですね、私、認識が少なかった部分もございますので、発言を少し訂正させていただきます。私の発言が言葉足らずで、転落防止の位置付けということですが、お話をさせていただいたんですが、転落防止とフェンスが命を救ったという事例等もございますので、そのへんも十分踏まえまして、強度や高さにつきまして、検討させていただきたいと思います。以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今ですね、私の質疑に対して、町長に答弁いただきまして、訂正していただきましたので、

私の質疑はなかったことにいたしてほしいと思います。よろしく。

平野倅規議長

一応、入江議員の発言があって、町長の今の意見が引き出せたということで、今の入江議員の訂正に対してはちょっと許可はできませんので、ご理解ください。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

玉津 充君。

8番 玉津 充議員

この議案について、先ほどから、いくつもの質疑が行われました。そして、私はですね、あえて津波浸水域に設置する庁舎であります。それにもかかわらずですね、今、皆さん答弁、お聞きされたと思うんですが、それに対する配慮がですね、あまりにもなさ過ぎると。これではですね、町民の皆さんの心配、これはぬぐえない。津波浸水域であるからこそ、それを想定して浸水域の中でも、こういう立派な庁舎ができるんだということをですね、示せるような設計にさせていただきたいということで、本日は、この議案に対しては、反対をいたします。

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

平野倅規議長

次に、反対討論される方はありますか。

松永征也君。

12番 松永征也議員

議案第38号 紀北町役場新庁舎改修工事請負契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。本庁舎の移転につきましては、合併協定書に基づくものでありますので、このことについては、十分認識をいたしているところでございます。ただ、入札時期は適当であったのかどうか、時期についてのみ疑義を持つものであります。

その理由であります、新町建設計画におきましても、新町の速やかな一体化の確立を図ること、及び、新町全体の均衡ある発展に努めることが明記されております。このことが、合併の基本理念であり、合併町にとって最も重要な事項であります。しかしながら、庁舎の移転だ

けが一人歩きして、どんどん進められている感をいたします。現庁舎をどのように活用していくのか、また、町全体の均衡はどのように図っていくのか、このことは遅々として進んでいないのが現状であると思っております。

これらのことも並行して進めていかなければ、決して主権者である町民の理解と納得を得た円満な庁舎移転にはならないと考えます。

現在、外郭団体である、いわゆる町商工会、町社会福祉協議会、町地域包括支援センター、町観光協会など、町内の外郭的な、公的機関の本所はすべて紀伊長島区内に設置されております。来年1月、半年後には、庁舎が移転されることとなりますと、それこそ、海山区には本所となる事務所は全くなくなってしまう、支所ばかり、本庁はすっからかんとなくなってしまいます。これでは、町民の理解と納得を得ることはできないと思います。本庁舎が円満に移転するためにも、庁舎移転の問題と、町全体の均衡を図ることは同時に並行して真剣に取り組んでいかなければ、いつまで経っても、一体化した、明るい良い町を築いていくことはできないものと考えます。よって、本庁舎だけが先行して、本契約を締結し、着工しようとするには、賛成しかねるものであります。誠に苦渋の心境ではございますが、早期の一体化の実現のために反対討論をいたします。

平野倅規議長

次に、原案に反対討論をされる方はありませんか。

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

庁舎移転について反対の討論をさせていただきます。やはり、私はこの2点が一番大事だと。1点目は1707年に起きた大地震、江戸の中期の前ですね、宝永の地震です。それから、黒船のペリーが来た翌年、1854年、それから90年経って1944年、その2年後に1946年、300年スパンでいきますと、大きな地震が起こる可能性があります。それを考えますと、いわゆる危険のあるところに庁舎をつくらうとしている。それに対する対策がなされていない。例えば、あそこにある、船でいったら、今、ニシエフだとか、三船造船がやっているような、ボートをつくるのか、全然1年4ヵ月、何を考えてきたのかなど。いわゆる我々が3月3日にこの特別委員会をつくりました。2回目の3月11日に確か11時10分に終了したと思います。その3時間半後に東日本大震災が起きたわけです。その教訓が何も生かされていない。議員に指摘されてからしようとする。町長は、その震災のあと、危機管理課長と現地を見とるわけです。だからもっと、真剣に考え

ていただきたい。建てるのは建てるで結構でございますけれども、それは長島町の人は7年も待たれたわけでございますから、それはそれとして、もっとそういうリスクをですね、ゼロに持って行ってほしい、そういうふうに思います。今の設計の段階では、ゼロじゃないです。町長は、減災ゼロのまちづくりといいながら、やっておることは、プラスとマイナスですね。まして、町がそのことを発信しなければならない、リスクの高いところにそういう防災センターもつくる、そういうことが私には、町長の考え方は本当に理解に苦しみます。以上の点が1点と。

もう1点は、質疑で申し上げましたとおり、いわゆる入札制度のあり方について、真剣に考えていただきたい。これは異口同音にですね、私の耳に十何名入ってきております。私は職業柄、建設業ではありませんけれども、町民の幸せを願うのであれば、やはり、公共事業というものをもっと真剣に考えて、そこにある程度の利潤、利潤ということは付加価値ですね。付加価値が出るようにしなければ、そこに働く人、また下請けする人の利潤は得ることはできません。こんなやり方では、町の公共事業の、いわゆる目的であることに外れていると思います。

以上の2点をもって、私の反対討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

平野倅規議長

次に、反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第38号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平野倅規議長

それでは、これで平成24年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 12分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 24年 8月 8日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 北村博司

紀北町議会議員 奥村 仁